

山梨県公報

第三百六十三号

令和五年

三月二十三日

木曜日

目次

告示

○山梨県キャンプ土地利用適正化指導要綱の廃止……………一四七

○家畜伝染病の発生……………一四七

○山梨県農作物奨励品種の指定の一部改正……………一四七

○道路の供用開始……………一四八

○廃川敷地等……………一四八

○浸水想定区域等の決定……………一四八

○指定納付受託者の指定……………一四九

公告

○公益社団法人山梨県シルバー人材センター連合会の業務拡大に係る業種及び職種指定……………一四九

○肥料の登録の有効期間の更新……………一四九

○水防法に基づく水防警報をする河川の指定……………一五〇

選挙管理委員会

○最高裁判所裁判官国民審査規程の一部を改正する規程……………一五〇

○政治団体の名称等の届出……………一五〇

○山梨県知事選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表……………一五四

教育委員会

○山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に関する規則等の一部を改正する規則……………一六一

○博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則……………一六一

○山梨県立学校管理規則の一部を改正する規則……………一六一

○産業教育手当支給に関する規則及び指導が不適切な教員の認定の手續等に関する規則の一部を改正する規則……………一六一

○山梨県学校職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令……………一六一

正誤

○令和五年三月一日付号外第十号中……………一六二

告示

山梨県告示第九十四号

山梨県キャンプ土地利用適正化指導要綱(昭和五十一年山梨県告示第四百六十号)は、令和五年三月三十一日限り、廃止する。

令和五年三月二十三日

山梨県知事 長崎 幸太郎

山梨県告示第九十五号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生届出があった。

令和五年三月二十三日

山梨県知事 長崎 幸太郎

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者又は疑似患者の区分	発生頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患者	一	韮崎市	令和五年三月十三日

山梨県告示第九十六号

山梨県農作物奨励品種の指定(昭和四十一年山梨県告示第二十九号)の一部を次のように改正する。

令和五年三月二十三日

山梨県知事 長崎 幸太郎

一の表中	同	同	あさひの夢	晩生	平坦部に適す
同	同	同	農林二二号	偏穂重型	平坦地の瘦地
同	同	同	同	晩生	平坦地の瘦地
同	同	同	同	中間型	傾発地帯に適

中

る。 、秋部落地帯及びイモチ病 する。	を	同	同	に の きらめき	中
る。	を	同	同	あさひの夢	偏 晩
生 間型	平坦地帯から中間地帯に適する。	同	同	に、	同
穂重型	平坦部に適する。	同	同	を	同
マンゲツモチ	中生 穂重型	同	同	平坦地帯及び山添地帯に適する。	同
同	きぬはなもち	同	同	平坦地帯から中間地帯に適する	同
。	に改める。	同	同	。	同
三の表中	同	同	同	KD731	中生 平坦地帯、中間地
帯及び一部高冷地帯に適す	を	同	同	P2088	中

生 県下一円に適する。

に改める。

山梨県告示第九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和五年四月十三日まで一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	河口湖精進線	南都留郡富士河口湖町大石字久保井坂下二六七四番一地从先から南都留郡富士河口湖町大石字久保井坂下二六七四番一地从先まで	三八・一	令和五年三月二十三日

山梨県告示第九十八号

次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、告示する。その関係図面を山梨県県土整備部治水課及び富士・東部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和五年三月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 河川の名 相模川水系 桂川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 令和五年三月二十三日
- 三 廃川敷地等の位置 南都留郡忍野村忍草字丸尾岸千二百十番一地从先から南都留郡忍野村忍草字土手上千二百二十番一地从先まで
- 四 廃川敷地等の数量 千七百一・〇三平方メートル

山梨県告示第九十九号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条の規定により相模川水系新名庄川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同省令第三条第一項の規定により告示する。その関係図面は、山梨県県土整備部治水課及び富士・東部建設事務所吉田支所に備え置いて、一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県告示第百号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和五年三月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地 S Bペイメントサービス株式会社 東京都港区海岸一丁目7番1号
- 指定納付受託者を指定した日 令和五年三月十四日
- 指定納付受託者に納入させる歳入 やまなしくらしねっと電子申請システムを利用して納付する手数料
- 指定納付受託者が納付の対象とするクレジットカード等の種類
 - 次に掲げる国際ブランドマークが付されたクレジットカード
 - VISA
 - Master Card
 - JCB
 - Diners Club
 - American Express
 - Paypay
 - Payleasy
- 指定納付受託者に納付させる期間 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

公 告

● 公益社団法人山梨県シルバー人材センター連合会の業務拡大に係る業種及び職種の

指定

高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十五条において準用する同法第三十九条第一項の規定により、公益社団法人山梨県シルバー人材センター連合会の業務拡大に係る業種及び職種を次のとおり指定した。

令和五年三月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 指定をした業種及び職種並びに当該指定に係る市町村の区域

業種（日本標準産業分類の中分類）	職種（厚生労働省編職業分類の中分類）	市町村の区域
十八ープラスチック製品製造（別掲を除く）	五十四ー製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接、溶断を除く）	笛吹市

二 指定年月日 令和五年四月一日

● 肥料の登録の有効期間の更新

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

令和五年三月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	更新後の有効期限
山梨県第十四号	乾燥菌体肥料	乾燥菌体肥料 SIB	窒素全量四・〇％ りん酸全量一・〇％	公定規格 のとおり	サントリー株式会社 東京都港区台場二丁目三番三号	令和八年三月七日

● 水防法に基づく水防警報をする河川の指定
水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十六条第一項の規定により、水防警報をする河川を次のとおり指定した。

令和五年三月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

水系名	河川名	指定区間
相模川	新名庄川	(左岸) 南都留郡忍野村内野字中村六百六十番地先から 南都留郡忍野村忍草字下屋敷百七十五番の二地先まで (右岸) 南都留郡忍野村内野字内釜七百六十三番地先から 南都留郡忍野村忍草字下屋敷百七十三番の二地先まで

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会規程第一号

最高裁判所裁判官国民審査規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月二十三日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

最高裁判所裁判官国民審査規程の一部を改正する規程

最高裁判所裁判官国民審査規程（昭和四十四年山梨県選挙管理委員会規程第四号）の

一部を次のように改正する。

第九条中「及び令第六条」を「第一項から第三項まで」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

山梨県選挙管理委員会告示第二十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項、第七条、第十七条第一項、第十九条第二項及び同条第三項の規定による届出が次のとおりあった。

令和五年三月二十三日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届
その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
晴和会	滝口晴夫	滝口晴夫	富士吉田市上暮地四一四一五	令和五年二月十日	令和五年二月十日
藤井よしふさ後援会	勝俣勝保	渡辺智徳	富士吉田市上吉田東一八一五	令和五年二月十三日	令和五年二月十三日
よしろう会	堀内義郎	山本真理子	南都留郡忍野村内野一一三七	令和五年二月七日	令和五年二月十三日
保坂たかこ後援会	佐野勝也	保坂俊恵	中巨摩郡昭和町上河東三九三一二	令和五年二月十三日	令和五年二月十三日
雨宮たくま後援会	雨宮拓眞	望月理恵	笛吹市一宮町竹原田二三七	令和五年二月十六日	令和五年二月十六日
老若男女が活躍できる地域社会をつくる会	板倉俊之	望月理恵	笛吹市御坂町蕎麦塚五七〇一一	令和五年二月十六日	令和五年二月十六日
藤田徹後援会	藤田徹	藤田徹	富士吉田市竜ヶ丘三一五一一二	令和五年二月二十日	令和五年二月二十日
橋田大洋後援会	橋田大洋	橋田良江	甲府市下向山町四一四八一二	令和五年三月一日	令和五年三月三日
小林ゆきのり後援会	川崎勤夫	川崎勤夫	中央市布施三三三九六	令和五年三月七日	令和五年三月七日
たくしん会	深沢芳次	深沢恵子	甲府市朝氣一―二―三五	令和五年三月八日	令和五年三月八日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
新	参政党山梨支部	赤坂潤二	河西理映子	山梨市小原東九七七	令和五年二月十二日	令和五年二月十三日
旧	自由民主党山梨支部	古屋弘和	山下葉瑠香	山梨市上神内川一四六二一	令和五年一月二十八日	令和五年二月二十日
新	自由民主党山梨県遺族の会支部	藤巻進	樋口麻希子		令和五年二月一日	令和五年二月十四日
旧		久保川博芳	藤巻進			

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届(国会議員関係政治団体の区分)

旧	新	旧	新	区分	名称	国会議員関係政治団体の区分	公職の候補者の氏名	公職の候補者に 係る公職の種類	異動年月日	届出年月日
	学友倶楽部		永新会			国会議員関係政治団体以外の政治団体	永井 学	参議院議員	令和四年七月二 十六日	令和五年二月十 三日
	市民の声で明日の富士吉田を 作る会伊藤藤進後援会		たかの一雄を囲むクラブホー クス		信友会	国会議員関係政治団体	富士吉田市下吉田四一七―三 富士吉田市緑ヶ丘二一六―一五		令和五年三月四 日	令和五年三月八 日
		風間 辰男	遠藤 辰男		小宮 山稔				令和五年二月七 日	令和五年三月六 日
					井口 芳明				令和五年三月一 日	令和五年三月一 日
					久保川 博芳				令和五年二月一 日	令和五年二月二 十四日
					藤巻 進				令和四年十二月 二十日	令和五年二月二 十四日
					吉田 誠				令和五年二月一 日	令和五年二月十 三日
					渡辺 千世				令和五年二月一 日	令和五年二月十 三日
					永井 理恵				令和五年二月一 日	令和五年二月十 三日
					深澤 真紀				令和五年二月一 日	令和五年二月十 三日
					永井 理恵				令和五年二月一 日	令和五年二月十 三日
					深澤 真紀				令和五年二月一 日	令和五年二月十 三日
					桜本 広樹				令和五年二月二 十七日	令和五年三月六 日
					勝 良三				令和五年二月二 十七日	令和五年三月六 日

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
自由民主党山梨県甲府市第五支部	皆川 巖	遠藤 勝巳	甲府市丸の内三ー六ー二	令和五年二月十七日	令和五年二月二十日
たなかきよし後援会	田中 清	田中 清	中央市東花輪四三四ー三	令和五年二月十四日	令和五年二月十四日
循環型共生社会を目指す市民の会	名 執 義 高	三澤 美弥子	中央市山之神四ー九一	令和五年二月二十日	令和五年二月二十七日
なとり義高と希望の星団	赤池 政樹	鴨川 文好	中央市山之神四ー九一	令和五年二月二十日	令和五年二月二十七日
斉藤諭後援会	石川 永雄	石川 栄二	南アルプス市江原八八ー五	令和四年十二月一日	令和五年二月二十八日
尾形こうしょう後援会	小俣 喜男	志村 春男	上野原市野田尻二七二九	令和五年二月二十日	令和五年三月一日

政治資金規正法第十九条第二項による届出 資金管理団体指定届

氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	指定年月日	届出年月日
滝口 晴夫	市議会議員	晴和会	富士吉田市上暮地四ー一四ー五	滝口 晴夫	令和五年二月十日	令和五年二月十日
堀内 義郎	村議会議員	よろろう会	南都留郡忍野村内野一一三七	堀内 義郎	令和五年二月七日	令和五年二月十三日
雨宮 拓真	県議会議員	雨宮たくま後援会	笛吹市一宮町竹原田二三七	雨宮 拓真	令和五年二月十六日	令和五年二月十六日

政治資金規正法第十九条第三項第三号による届出 資金管理団体異動届

区分	氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	異動年月日	届出年月日
新	志村 直毅	県議会議員	志村直毅後援会なおき会			令和五年二月二十一日	令和五年二月二十一日
旧		知事					

政治資金規正法第十九条第三項第二号による届出 資金管理団体でなくなった旨の届

氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	資金管理団体でなくなった年月日	届出年月日

田中 清	市議会議員	たなかきよし後援会	中央市東花輪四三四―三	田中 清	令和五年二月十四日	令和五年二月十四日
名 執 義 高	市議会議員	循環型共生社会を目指す市民の会	中央市山之神四一九一	名 執 義 高	令和五年二月二十日	令和五年二月二十七日

山梨県選挙管理委員会告示第二十五号

令和五年一月二十二日執行の山梨県知事選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条の規定による候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告の要旨を次のとおり公表する。

令和五年三月二十三日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮 山 博

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和5年1月22日執行 山梨県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 28,988,900 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	長崎 幸太郎	所属党派	無所属	期間 令和4年12月 6日から 令和5年 1月28日まで	第1回分
出納責任者氏名	長瀬 正仁				

収入			支出 (円)	
主たる寄附			人件費	2,925,000
氏名(団体名)	職業	寄附額(円)	家屋費	5,282,340
自由民主党本部	政治団体	2,000,000	選挙事務所費	3,246,362
日本金融経済研究フォーラム21	政治団体	20,000,000	集会会場費	2,035,978
			通信費	166,550
			交通費	165,462
			印刷費	2,642,602
			広告費	2,301,574
			文具費	134,572
			食糧費	593,472
			休泊費	0
			雑費	510,527
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		22,000,000	今回計	14,722,099
前回計		0	前回計	0
総計		22,000,000	総計	14,722,099

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	723,350 円
	ポスターの作成	1,323,052 円
	計	2,046,402 円

報告書受理年月日	令和5年2月3日	第1回	報告分
----------	----------	-----	-----

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和5年1月22日執行 山梨県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 28,988,900 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	長崎 幸太郎	所属党派	無所属	期間	令和5年 1月29日から 令和5年 2月 8日まで	第2回分
出納責任者氏名	長瀬 正仁					

収入			支出 (円)	
主たる寄附			人件費	0
氏名(団体名)	職 業	寄 附 額 (円)	家屋費	694,272
			選挙事務所費	133,800
			集会会場費	560,472
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	1,893,897
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑 費	0
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		0	今回計	2,588,169
前回計		22,000,000	前回計	14,722,099
総 計		22,000,000	総 計	17,310,268

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	0 円
	計	0 円

報告書受理年月日	令和5年2月15日	第2回	報告分
----------	-----------	-----	-----

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和5年1月22日執行 山梨県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 28,988,900 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	倉嶋 清次	所属党派	無所属	期間 令和4年12月10日から 令和5年 1月30日まで	第1回分
出納責任者氏名	戸田 康				

収入			支出 (円)	
主たる寄附			人件費	0
氏名(団体名)	職 業	寄 附 額 (円)	家屋費	1,845,839
#いのち、くらし！オール山梨 石原 剛	政治団体 不動産貸付業	2,044,830 30,000	選挙事務所費	1,845,839
			集会会場費	0
			通信費	31,538
			交通費	0
			印刷費	814,830
			広告費	768,402
			文具費	58,380
			食糧費	74,250
			休泊費	0
			雑 費	18,387
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		2,000,000		
今回計		4,074,830	今回計	3,611,626
前回計		0	前回計	0
総 計		4,074,830	総 計	3,611,626

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	0 円
	計	0 円

報告書受理年月日	令和5年2月6日	第1回	報告分
----------	----------	-----	-----

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和5年1月22日執行 山梨県知事選挙
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
 (法定選挙運動費用額) 28,988,900 円
 3 報告書の要旨

候補者氏名	志村 直毅	所属党派	無所属	令和4年11月 8日から	第1回分
出納責任者氏名	佐野 淳一			令和5年 2月 3日まで	

収入			支出 (円)	
主たる寄附			人件費	2,492,500
氏名(団体名)	職業	寄附額(円)	家屋費	3,148,222
志村直毅後援会なおき会	政治団体	5,000,000	選挙事務所費	2,719,572
			集会会場費	428,650
			通信費	209,089
			交通費	215,771
			印刷費	2,290,834
			広告費	1,385,714
			文具費	184,367
			食糧費	801,703
			休泊費	0
			雑費	535,802
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		5,000,000		
今回計		10,000,000	今回計	11,264,002
前回計		0	前回計	0
総計		10,000,000	総計	11,264,002

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	723,350 円
	ポスターの作成	1,336,484 円
	計	2,059,834 円

報告書受理年月日	令和5年2月3日	第1回	報告分
----------	----------	-----	-----

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和5年1月22日執行 山梨県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 28,988,900 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	志村 直毅	所属党派	無所属	期間	令和5年 2月 4日から 令和5年 2月 9日まで	第2回分
出納責任者氏名	佐野 淳一					

収入			支出 (円)	
主たる寄附			人件費	0
氏名(団体名)	職 業	寄 附 額 (円)	家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集会会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑 費	1,610
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		0	今回計	1,610
前回計		10,000,000	前回計	11,264,002
総 計		10,000,000	総 計	11,265,612

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	0 円
	計	0 円

報告書受理年月日	令和5年2月13日	第2回	報告分
----------	-----------	-----	-----

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和5年1月22日執行 山梨県知事選挙
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
 (法定選挙運動費用額) 28,988,900 円
 3 報告書の要旨

候補者氏名	志村 直毅	所属党派	無所属	令和5年 2月10日から	第3回分
出納責任者氏名	佐野 淳一			令和5年 3月13日まで	

収入			支出 (円)	
主たる寄附			人件費	0
氏名(団体名)	職 業	寄 附 額 (円)	家屋費	540,749
			選挙事務所費	540,749
			集会会場費	0
			通信費	22,616
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑 費	166,192
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		0	今回計	729,557
前回計		10,000,000	前回計	11,265,612
総 計		10,000,000	総 計	11,995,169

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	0 円
	計	0 円

報告書受理年月日	令和5年3月14日	第3回	報告分
----------	-----------	-----	-----

教育委員会

山梨県教育委員会規則第一号

山梨県公立小学校及び中学校の学級編製の基準等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月二十三日

山梨県教育委員会

教育長 手 島 俊 樹

山梨県公立小学校及び中学校の学級編製の基準等に関する規則等の一部を改正する規則

(山梨県公立小学校及び中学校の学級編製の基準等に関する規則の一部改正)

第一条 山梨県公立小学校及び中学校の学級編製の基準等に関する規則(昭和三十四年山梨県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表小学校の項中「又は三十人」を削る。

(山梨県公立小学校及び中学校の学級編製の基準等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 山梨県公立小学校及び中学校の学級編製の基準等に関する規則の一部を改正する規則(令和三年山梨県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「又は三十人」及び「三十人又は」を削る。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会規則第二号

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月二十三日

山梨県教育委員会

教育長 手 島 俊 樹

博物館の登録に関する規則

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則

第一条中「第十条」を「第十一条」に、「第十一条第一項各号」を「第十二条第一項各号」に、「同条第二項に規定する」を「同条第二項各号に掲げる」に改める。

第二条中「すみやかに」を「速やかに」に、「第十二条」を「第十三条」に改める。

第四条中「変更があったときは、その旨をすみやかに」を「変更するときは、あらかじめ、その旨を」に改める。

じめ、その旨を」に改める。

第六条中「第十条」を「第十一条」に、「第十四条第一項」を「第十九条第一項」に、「取消」を「取消し」に、「第十五条第二項」を「第二十条第二項」に改める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会規則第三号

山梨県立学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月二十三日

山梨県教育委員会

教育長 手 島 俊 樹

山梨県立学校管理規則の一部を改正する規則

第十五条第一項中「保健主事」の下に、「研修主事」を加え、同条第四項中「ついで」を「ついで」に改め、同条第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項を

第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 研修主事は、校長の監督を受け、研修計画の立案その他の研修に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会規則第四号

産業教育手当支給に関する規則及び指導が不適切な教員の認定の手續等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月二十三日

山梨県教育委員会

教育長 手 島 俊 樹

産業教育手当支給に関する規則及び指導が不適切な教員の認定の手續等に関する規則の一部を改正する規則

第一条(産業教育手当支給に関する規則の一部改正)

第一条 産業教育手当支給に関する規則(昭和三十四年山梨県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(指導が不適切な教員の認定の手続等に関する規則の一部改正)

第二条 指導が不適切な教員の認定の手続等に関する規則(平成二十年山梨県教育委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された者(以下「再任用職員」という。)」を「第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)」に、「(再任用職員)」を「(定年前再任用短時間勤務職員)」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(産業教育手当支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

2 山梨県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年山梨県条例第四十七号。次項において「改正条例」という。)附則第二十三條第二項に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第一条の規定による改正後の産業教育手当支給に関する規則第三條の規定を適用する。

(指導が不適切な教員の認定の手続等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

3 改正条例附則第三條第一項若しくは第二項又は第五條第一項若しくは第二項の規定により採用された職員及び同条例附則第十三條第一項若しくは第二項、第十四條第一項若しくは第二項、第十五條第一項若しくは第二項又は第十六條第一項若しくは第二項の規定により採用された県費負担教職員は、第二条の規定による改正後の指導が不適切な教員の認定の手続等に関する規則第二条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

山梨県教育委員会訓令甲第二号

庁 内 一 般
県 立 学 校

山梨県立学校職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月二十三日

山梨県教育委員会

教育長 手 島 俊 樹

山梨県立学校職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

山梨県立学校職員の勤務時間に関する規程(平成四年山梨県教育委員会訓令甲第五号)の一部を次のように改正する。

第一条から第五条までの規定中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則

(施行期日)

1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 山梨県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年山梨県条例第四十七号)附則第三條第一項若しくは第二項又は附則第五條第一項若しくは第二項の規定により採用された職員のうち短時間勤務の職を占めるものは、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この訓令による改正後の第一条から第五条までの規定を適用する。

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

○ 令和五年三月一日(号外第十号)公布山梨県規則第三十五号(山梨県財務規則の一部を改正する規則)

一	上	五	第三十五号	第一号
---	---	---	-------	-----